

## 小学校の通学区域

	学校名	区域(行政区名)
町立	福島小学校	木曾町福島・木曾町新開(黒川下条・福島西洞・下中入・上中入・福島上条)
町立	上田小学校	木曾町新開福・木曾町新開(大原・町組・中部・熊沢・幸沢・黒川渡・杭の原)
町立	日義小学校	木曾町日義
町立	開田小学校	木曾町開田高原
町立	三岳小学校	木曾町三岳

## 中学校の通学区域

	学校名	区域(行政区名)
町立	福島中学校	木曾町福島・木曾町新開・木曾町新開福
町立	日義中学校	木曾町日義
町立	開田中学校	木曾町開田高原
町立	三岳中学校	木曾町三岳

## 指定校変更について

1. 指定校以外の学校を希望し、次の就学指定校変更許可基準に該当する場合は、申請に基づき指定校を変更することが出来ます。

教育委員会総務係 (0264)23-2000へご連絡ください。

## 就学指定校変更許可基準

	事由	許可基準	期限
1	転居	1.最高学年(小学校6学年又は中学校3学年)の学年途中に転居する場合 2.学期途中に転居する場合	1.卒業まで 2.学期末まで
2	転居予定	住宅新築等に伴い転居することが確実なため、転居先の指定学校へ転居前から通学する場合	新入学(新学年・新学期) 当初から実際に転居するまで
3	特別支援学級	原則として入級する特別支援学級が指定学校にない場合	事由が消滅するまで
4	病虚弱等	病虚弱等のため、通学距離等を考慮する必要がある場合	事由が消滅するまで
5	共働き等	保護者が共働きや入院等で児童の下校後に家庭で保護できる者がいないため、別の通学区域内の児童の祖父母等の親戚宅又は保護者の営業・経営する店舗・事業所等から通学する場合	事由が消滅するまで
6	住居建替え	住宅の建替え等のため、一時的な転居地(仮住まい先)から通学する場合	事由が消滅するまで
7	その他家庭の事情又は教育的配慮	家庭の特殊事情又は教育的配慮・教育的見地等からやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間